

平成22年10月5日	
第1回レセプト情報等の 提供に関する有識者会議	参考資料2

## 【厚生労働大臣告示案】

高齢者の医療の確保に関する法律第16条第2項の規定に基づき保険者及び後期高齢者医療広域連合が厚生労働大臣に提出する情報の利用及び提供に関する指針（仮称）

### 第一 総則

#### 1 目的

この指針は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第16条第2項の規定に基づき保険者及び後期高齢者医療広域連合が厚生労働大臣に提出する情報について、その利用及び提供に関する事項を定めることにより、当該情報の適切な利用に資することを目的とする。

#### 2 対象となるデータの範囲

この指針の対象となる情報は、法第16条第1項の規定に基づき、全国医療費適正化計画及び都道府県医療費適正化計画の作成、実施及び評価に資するために行う調査及び分析に活用するために、同条第2項の規定により、厚生労働省が収集及び管理する、診療報酬明細書及び調剤報酬明細書に関する情報並びに法第18条に規定する特定健康診査及び特定保健指導の実施状況に関する情報（以下、単に「データ」という。）とする。

### 第二 データの利用目的

#### 1 データの利用目的

- (1) データは、法第16条第1項の規定に基づき、全国医療費適正化計画及び都道府県医療費適正化計画の作成、実施及び評価に資するため、厚生労働大臣が行う調査及び分析並びに当該調査及び分析結果の公表のために用いるものとする。
- (2) 都道府県知事がそれぞれの都道府県医療費適正化計画の作成、実施及び評価に資するため、厚生労働大臣が公表する前項の調査及び分析結果のほか、追加的な集計データの収集の必要があるものとして、法第15条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣に対し、データ（集計して得られたデータを含む。以下同じ。）のうち必要な資料の提供に関し協力を

求める場合には、厚生労働大臣は、法第15条第2項の規定に基づき、都道府県知事に対し、要請のあったデータを提供することができる。

### 第三 データの提供

#### 1 利用及び提供の制限

(1) 第二に規定する場合を除き、データはその管理について責任を有する者（委託契約を締結してデータを管理する者を含む）以外の者に提供してはならない。ただし、次に掲げる各号の一に該当する場合は、この限りではない。

一 厚生労働省、その他の国の行政機関、地方公共団体等が、法令に定める所掌事務の遂行に必要な限度で、かつ、データの利用目的が、医療サービスの質の向上等を目指した正確な根拠に基づく施策の推進に資するものとして利用する場合であって、当該データの利用が公益性が高いものとして厚生労働大臣が承認した場合

二 一に規定する以外の場合であって、一に規定する施策の推進に有益な分析・研究のために、又は学術研究の発展に資する目的で行う分析・研究のためにデータを利用しようとする者が、当該分析・研究に必要な限度で当該データを利用する場合であって、当該研究の目的、研究計画、データの分析方法、データの使用・管理方法等について審査した上で、当該データの利用が公益性が高いものとして厚生労働大臣が承認した場合

(2) (1) の一又は二に該当する場合にあっては、データは利用目的の達成に必要な範囲で、必要な加工を行った上で提供するものとする。

#### 2 データの利用に係る申請及び審査

1の(1)の一又は二に規定する承認は、データの利用に係る申請に対し、当該データの利用の公益性等を厚生労働大臣が個別に審査した上で行うものとする。

#### 3 提供を受けたデータの取扱い

1の(1)の一又は二に該当しデータの提供を受けようとする者は、提供を受けるデータを適正に管理した上で、承認の範囲内で当該データを利用し、承認を受けた者以外の者が当該データをそのまま利用することのないよう徹底するものとする。

#### 4 個人情報の取扱い

提供を受けようとするデータが個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第2項に規定するものをいう。）を含む場合は、1及び2の規定にかかわらず、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、提供の可否を判断するものとする。

#### 第四 有識者からの意見聴取

- 1 厚生労働大臣は、第三の2に規定する審査を行うにあたり、申請内容から見て、意見を求めることが明らかに必要でない場合を除き、二人以上の有識者（データの利用について識見を有する者をいう。以下同じ。）に意見を求めるものとする。
- 2 1に規定する有識者は、第三の2に規定する審査について厚生労働大臣から意見を求められた場合、データ利用の公益性等については、次に掲げる事項についてそれぞれ評価し、総合的に勘案した上で、合議を経て意見を述べるものとする。
  - ①データの利用目的
  - ②データ利用の必要性
  - ③データ利用の緊急性
  - ④データ利用申請に関連する分野での過去の研究実績、データ分析に係る人的体制
  - ⑤データの利用場所並びに保管場所及び管理方法
  - ⑥データ分析の結果の公表の有無
- 3 1に規定する有識者は、第三の2の審査を行う前に、2の①から⑥に掲げる事項の具体的な内容について、合議を経て決定するものとする。
- 4 1から3に規定するもののほか、1に規定する有識者から意見を求める場合の細則は、厚生労働省保険局長が必要に応じ定めるものとする。